

1号教育認定
平成30年度鳴門市立幼稚園利用者負担額(保育料)

| 階層区分 | 定義 | 幼稚園保育料 H29年度保育料 (月額) | 収入が360万円未満 市民税 77,100円以下 | | 階層区分 | (参考) 国基準保 育料上限 額 |
|------|-------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|------|---------------------------|
| | | | 兄・姉の年齢制限なし | | | |
| | | | 2子半額 (3子無料) | ひとり親世帯等 (2子無料) | | |
| ① | 生活保護法による被保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | ① | 0円 |
| ② | 市民税非課税世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | ② | 3,000円 |
| ③ | 市民税均等割のみ課税世帯 | 3,000円 | 0円 | 0円 | | |
| ④ | 市民税所得割課税額 77,100円以下 | 8,000円 | 4,000円 | 3,000円 | ③ | 10,100円 |
| ⑤ | 市民税所得割課税額 211,200円以下 | 9,000円 | / | / | ④ | 20,500円 |
| ⑥ | 市民税所得割課税額 211,201円以上 | 10,000円 | / | / | ⑤ | 25,700円 |

- ※ 子ども・子育て支援新制度実施に伴い、保育料は毎月(12ヶ月分)集金することになります。
- ※ 多子世帯の軽減措置として、小学校3年以下の年長の子どもから順に2人目は半額となります。
保護者と生計を一にして、扶養している、第3子以降の幼児の保育料は無料となります。
- ※ ふたり親世帯で鳴門市の階層区分 第③階層においては、保護者が扶養している兄姉がいる場合、兄姉の年齢にかかわらず第2子は無料となります。
- ※ ふたり親世帯で鳴門市の階層区分 第④階層においては、保護者が扶養している兄姉がいる場合、兄姉の年齢にかかわらず第2子は半額となります。
- ※ ひとり親世帯や在宅障がい児(者)等のいる世帯で、鳴門市の階層区分 第④階層世帯の第1子は3,000円になります。
- ※ ひとり親世帯や在宅障がい児(者)等のいる世帯で、第③階層の方は、第1子から無料となります。
- ※ 階層区分は、4～8月は、前年度分の市民税、9～3月は、当年度分の市民税により決定します。
- ※ 利用者負担額を計算する際の税額には、次の控除は適用しません。これらの控除のある方の税額は「控除がなかった場合の税額」となります。
・寄附金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等